

青森県後期高齢者医療広域連合の給与等について

令和 7 年 4 月 25 日

青森県後期高齢者医療広域連合職員等の給与と職員数などの状況についてお知らせします。

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和 4 年度の人件費率
令和 5 年度	千円 566,687	千円 50,640	千円 18,283	% 3.2	% 3.3

(注) 市町村から派遣されている職員の人件費については、通勤手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・単身赴任手当は広域連合から直接支出されていますが、それ以外は派遣元から支出されています。派遣元から支出された人件費については、年度末に清算し人件費負担金として派遣元に支出しています。令和 5 年度の派遣職員人件費負担金額は、119,862 千円です。

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 (A)	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)
令和 5 年度	人 2	千円 6,648	千円 7,583	千円 1,382	千円 15,613

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。
2 職員数には、市町村から派遣されている職員は含まれていませんが、職員手当には、市町村から派遣されている職員に支給された管理職手当、通勤手当、時間外勤務手当及び単身赴任手当が含まれています。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含みません。

(3) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[平成 27 年 4 月 1 日]

国の見直し内容を踏まえ、平均 2%の引下げ。

また、平成 31 年 3 月 31 日までの間、経過措置を実施。

②その他の見直し内容

平成 27 年 4 月 1 日から、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当についての国の見直しを踏まえて、見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
63.3 歳	303,450 円	349,243 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和 6 年 4 月 1 日現在における職員（市町村から派遣されている職員は含まれていません。）の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる管理職手当、通勤手当などの諸手当の額を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	広域連合	国
大 学 卒	196,200 円	196,200 円
高 校 卒	166,600 円	166,600 円

3 級別職員数の状況

(1) 級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主 事	2 人	8.7 %
2 級	主 事	4 人	17.4 %
	主 任	1 人	4.4 %
	主 査	3 人	13.0 %
3 級	主 査	5 人	21.7 %
	レセプト点検専門官	0 人	0.0 %
	保健事業推進員	1 人	4.4 %
	主 幹	0 人	0.0 %
4 級	主 幹	3 人	13.0 %
5 級	課 長 ・ 副 参 事 ・ 主 幹	2 人	8.7 %
6 級	事務局長 ・ 課 長	2 人	8.7 %
7 級	困難な業務を所掌する事務局長	0 人	0.0 %
8 級	特に困難な業務を所掌する事務局長	0 人	0.0 %

(注) 青森県後期高齢者医療広域連合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

○昇給への人事評価の活用状況

平成28年度から職員を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

広 域 連 合	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 766 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 1.95 月分 (1.375) 月分 (0.925) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

平成28年度から職員を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施している。

(2) 時間外勤務手当

支給実績（令和 5 年度決算）	3,544 千円
職員 1 人当たりの平均支給年額（令和 5 年度決算）	161 千円
支給実績（令和 4 年度決算）	3,908 千円
職員 1 人当たりの平均支給年額（令和 4 年度決算）	261 千円

（注）市町村から派遣されている職員に支給された分も含まれています。

(3) その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単位 （月額）	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 （令和 5 年度決算）	支給職員 1 人当 り平均支給年額 （令和 5 年度決算）
扶養 手当	配偶者や子などを扶養して いる場合に支給されます。 配偶者 6,500 円 子 10,000 円 子(16 歳年度初め～ 22 歳年度末)加算 5,000 円 父母等 6,500 円	同		0 千円	0 円
通勤 手当	交通機関や自家用車などで 通勤することを常例として いる場合に支給されます。 バスや電車などの公共交通 機関利用の場合 最高 90,000 円 自家用車など利用の場合 最高 46,000 円	異なる	バスや電車 などの公共 交通機関利 用の場合の 最高額 （国は、 55,000 円） 自家用車な ど利用の場 合の最高額 （国は、 31,600 円）	2,107 千円	210,650 円
住居 手当	借家や借間の家賃を負担し て住んでいる場合に支給さ れます。 最高 27,000 円	同		0 千円	0 円
单身 赴任 手当	派遣されたことに伴い、配 偶者と別居して単身で生活 することとなった場合に支 給されます。 最高 100,000 円	同		360 千円	360,000 円

寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給されます。 支給期間 11～3月までの5か月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800 円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200 円 その他 7,360 円	同		0 千円	0 円
休日勤務手当	休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給されます。 支給額＝勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同		0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものに支給されます。 (支給額) 事務局長 48,200 円 総務課長 36,900 円 業務課長 54,000 円 副参事 15,000 円	異なる	(国の支給額は、46,300 円～130,300 円)	1,573 千円	524,267 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。 (勤務1回につき) 事務局長 8,500 円 総務課長 6,000 円 業務課長 8,500 円 副参事 3,000 円	異なる	(国は勤務1回につき、最高18,000 円)	0 千円	0 円

(注) 通勤手当については、市町村から派遣されている職員に支給された分も含まれています。

